

「振動障害予防のための特殊健康診断」

振動障害は、チェーンソー、グラインダー、刈払機などの振動工具の使用により発生する手指等の末梢循環障害、末梢神経障害及び運動器(骨、関節系)障害の3つの障害の総称です。

振動障害は、手や腕を通して伝播されるいわゆる局所振動による障害のことを指し、足や臀部から伝播される全身振動とは区別されています。具体的な症状は、手指や腕にしびれ、冷え、こわばりなどが間欠的、又は持続的に現れ、さらに、これらの影響が重なり生じてくるレイノー現象(蒼白発作)を特徴的症狀としています。

従来は、林業などチェーンソー取扱い者にレイノー現象などが多く見られていましたが、最近では製造業や建設業などの振動工具取扱い者にも発生しています。

発生する主な要因として、振動工具の使用に伴って発生する振動に加えて、作業時間などの作業要因、寒冷などの環境要因、日常生活などの要因が複雑に作用して発症すると考えられています。

振動障害の対象とする振動工具の種類は、厚生労働省による、各事業場における予防対策推進のための「チェーンソー取扱い作業指針について」及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」において、以下の工具とされています。

チェーンソー、ピストンによる打撃機構を有する工具、内燃機関を内蔵する工具(可搬式のもの)、携帯用皮はぎ機等の回転工具、携帯用タイタンパー等の振動体内蔵工具などが、厚生労働省のHPにその他振動工具が示されております。(厚生労働省のHPから抜粋)

チェーンソー等を使用する労働者については、雇入れの際、当該業務への配置替の際及び6月以内ごとに1回、定期的に、特殊健康診断を行うこと、とされています。(昭和45年2月28日付け労働省労働基準局長通達「チェーンソー使用に伴う振動障害の予防について」(昭和48年10月18日改正)による。)

愛知県支部では、6月以内ごとに1回と定められている内、1回を林災防本部の支援をいただきながら、地区限定ですが受診の対応をしております。受診の希望があれば、申込用紙に記載の上、愛知県支部宛にFAXください。必要書類、受診料等、御案内を受け取れる連絡先を記載ください。

後日支部から連絡いたします。

(受診希望用紙)

令和 年 月 日

林災防愛知県支部 あて

(FAX 052-322-3376)

※後日支部から連絡いたします。

振動障害予防のための特殊健康診断の健診を希望は、下記連絡先に記入ください。なお、林災防愛知県支部会員は毎年案内を送付いたします。

林災防愛知県支部では、R7年度から年2回を設けました。

<非会員の方が受診できる日取りは下記のように>

R7年8月8日(金)午前・午後(場所と受診料は別途案内)

R8年1月15日(木)午前(場所と受診料は別途案内)

R8年1月16日(金)午前(場所と受診料は別途案内))

事前申込みがない場合は、受診をお断りすることがあります。

林災防愛知県支部の非会員の方は、お手数おかけしますが毎年、こちらのフォームに案内を受け取れる連絡先を記載の上、事務局宛にFAXまたはEメールで連絡をください。

※林災防愛知県支部の会員か非会員で対応が異なる場合があります。

所属(事業場名) _____

住所 _____

T E L _____

F A X _____

Eメール _____